長与町農業委員会会議録

平成３０年７月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３０年７月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年７月２５日（水）　　１３時２５分から１４時３５分

２．　場所　　長与町水道局３階第１・２会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　原口　司　　３番　田中　光夫　　４番　森内　忠嘉

５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治　　７番　坂本　謙二

８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

２番　尾﨑　明光

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　６番　田中　稔　　７番　柿本　香代

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆さんお揃いですので、総会開催に先立ち、報告いたします。

平成３０年７月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２人全員の出席であることを、報告致します。農地利用最適化推進委員は７人出席でございます。本日の欠席者は、２番、尾﨑推進委員です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさん、こんにちは。それでは、平成３０年７月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。６番、田中稔委員、７番、柿本香代委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について１件、第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について１件、第３号議案、農用地利用集積計画について２件出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が２件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。

それでは、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についての１件目を事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について議案書の№１をお開き下さい。整理番号４、（３－１）申請地が、長与町平木場郷（地番）、田、１，０４８㎡。同じく（地番）、田、２２２㎡、計２筆、１，２７０㎡。農地区分は、農用地区域外の２筆です。

申請者は、譲渡人が、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。譲受人は、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。

申請目的は、所有権移転の売買で、価格は２筆で○○円、１０アール当たり○○円です。備考の欄に記載している通り、譲渡人は高齢で、農地の維持管理することができないので、譲受人に売却すると言うことです。

耕作地は、１１，５１３㎡、貸付地は、２，６１２㎡、労働力は２人で、都市計画区域外になります。

土地の所在ですが、次のページをお開きください。平木場郷、（施設名）がございますが県道長崎多良見線から町道に入り約４００ｍ入ったところが申請地、平木場郷（地番）、同じく（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っております。今回担当推進委員が都合のため立会いができないと、事前に申出がありましたので、三根地区の柳原厚志委員に立会いをお願いしました。まず、担当農業委員さんからお願いします。

４番、古立英明委員。

４　番　　７月２３日１０時３０分から現地調査を事務局、職務代理、譲受人、代理人２人で行いました。平木場郷（地番）は、約半分程度が、深谷でイノシシも入っており雑草が生えています。田になっていますが、現況は畑です。平木場郷（地番）は、畑の一部に農業用倉庫があり、畑はよく管理整理されておりました。
譲渡人の（氏名）さんは、現在高齢でホーム等に通っており耕作はできません。譲受人（氏名）さんは、果実についての技術員であったこともあり、労働力２名になっていますが、随時耕作応援も３～４名いるので問題ありません。

議　長　　続きまして、２番、柳原厚志委員さんお願いします。

２　番　　場所は、（譲受人）の自宅のすぐ前です。青の前の赤の所に、以前、作業場を作り、直売所としてされていたこともありました。青の所は、地目は田になっているが、現在は傾斜地で山林化しています。（譲受人）本人も農業を熱心にされており特に問題ないです。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
渡邊委員さん、お願いします。

９　番　　一筆調査では、どの範囲に入っていますか？

事務局　　青の方が、田、山林化で、（地番）がＡ判定になっていると思います。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　続いて第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開き下さい。

整理番号１、（５－１）申請地は１筆です。長与町岡郷（地番）、畑、３９４㎡、農地区分は、農用地区域外の１筆です。

申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転となります。

施設の概要としましては、農家住宅、木造瓦葺平屋建、所要面積３９４㎡、建築面積８９．５㎡。備考の欄に記載しているとおり、譲受人は、農業後継者として当該地に農家住宅を建設する。生活雑排水は既設の下水道に接続し、雨水排水については溜桝を設け既設測溝へ自然流下させる。都市計画区域外となります。

なお、立地基準は、３種農地、一般基準については、書類と現地での確認上、問題はございません。この案件は、平成３０年３月の総会のとき、長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について審議いたしました件になります。

次のページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。岡郷、（施設名）（集合住宅）、国道２０７号線、〇〇バス停から（地域名）に入りまして約５０m進んだ所が、申請地、岡郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員から補足説明はありませんか。

柳原　弘推進委員。

推進委員８　番　７月２３日に現地確認を行いました。譲受人の（氏名）さんは、（譲渡人）の孫の旦那様で、いずれ農業後継者として〇家に入ると思いますが、そこに宅地を設けるということです。周りの農地などに迷惑かける場所ではないし、排水面なども問題ないと思います。

議　長　ありがとうございました。

続いて、担当農業委員さんからお願いします。
６番、田中　稔委員。

６　番　　問題ないです。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。
渡邉委員さん、お願いします。

９　番　　参考までに、売買換算はいくらですか？

事務局　　資金計画上で、平米単価約〇〇円です。

議　長　　他に意見・質問はありませんか。

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。
説明のとおり、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第３号議案、農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第３号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。
それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、諫早市多良見町（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、１，７５０㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的に作物名は、水稲です。平成３０年８月１日から平

成３５年７月３１日までの５年間です。年間借賃は、年間米○○ｋｇで、毎年１０月頃自宅納入とします。継続となります。

６ページをお開き下さい。今回、利用権の設定を受ける者、（借主）は、諫早市の方ですので、諫早市農業委員会より、農業従事証明書をいただいております。

経営状況としましては、田、４，１２９㎡。畑、１３，２２７．３１㎡。計で１７，３５６．３１㎡。農機具の所有状況としましては、耕うん機１台、噴霧機１台、草刈機３台、軽トラック１台、田植機１台所有です。世帯の状況としましては、６人世帯で、（借主）本人は、農業従事日数は、１２０日、妻、（氏名）さん、１２０日、母、（氏名）さん、３００日です。

土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。斉藤郷、○○神社、○○橋、○○川より約１００ｍ入ったところが申請地、赤で塗り潰したところが斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

坂本謙二推進委員。

推進委員７　番　　７月２３日９時半からに現地確認しました。現地は稲もだいぶ成長しており、継続ということで、特に問題ありません。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。

９番、渡邉章三委員。

９　番　　継続で問題ありません。１つ気になることとして、２件目と比較して、面積はあまり変わらないのに借賃の米が○○kg違う。同じ優良農地であるのに差があるのは何か理由があるのか。継続だから前と同じで良いというのではなく話をするべきだと思います。

議　長　　委員会としてもある程度指導をしていきたいと思います。

説明がおわりましたが、ご意見、質問はありませんか。

３番　崎山委員

３番　　農業従事証明書がついていますが、長与の場合はないのですか。

議　長　　所在の確認のために付けています。

他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。
説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目の説明をお願いします。

事務局　　次に７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、１，６９８㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、水稲です。平成３０年８月１日から平成３５年７月３１日までの５年間です。年間借賃は、米〇〇kgで毎年１０月頃自宅納入とします。継続になります。
土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。斉藤郷、〇〇神社、〇〇橋、〇〇川より約１００ｍ入ったところが申請地、緑で塗り潰したところが斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。
坂本謙二推進委員。

推進委員７　番　　７月２３日事務局から２名と渡邊委員と私４名で現地確認しました。継続ということで問題ありません。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。

９番、渡邉章三委員。

９　番　　坂本委員の言われるとおり、問題ありません。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、使用借人は、（氏名）さん、時津町西時津郷（地番）、職業は、会社員です。

使用貸人は、（氏名）さん、時津町西時津町（地番）、職業は、会社員です。２．土地の所在等ですが、長与町高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、休耕地、面積２１１㎡。土地の所有者は、使用貸人と同じです。３．転用計画は、木造かわら葺２階建て、建築面積１３０．４２㎡です。４．申請日、平成３０年７月５日。５．専決処分の日、平成３０年７月１９日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年７月２５日、長与町農業委員会事務局長和田　弘。

次に２ページをご欄下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、○○駅、（施設名）、○○

バス停付近になりますが、図のような場所が申請地、高田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。
渡邉委員さん、お願いします。

９　番　　〔不明瞭〕

事務局　　〔不明瞭〕

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　では、次の報告をお願いします。それでは報告事項の３ページをお開き下さい。
農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。
１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、（氏名）さん、佐世保市上相浦町（地番）、職業は、公務員です。譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、職業は、不動産業です。
２．土地の所在等、土地の所在ですが、高田郷（地番）、登記簿、畑、２６９㎡。同じく（地番）、登記簿、畑、４０１㎡、同じく（地番）、登記簿、原野。高田南土地区画整理事業（街区番号）、２２３㎡計８６８㎡。土地の所有者は、譲渡人と同じです。枠外に記載しておりますが、（街区番号）には、農地転用対象外の高田郷（地番）も含めて説明いたしました。
３．転用計画は、軽量鉄骨造スレート葺２階建、建築面積６６．２９㎡。４．申請日、平成３０年７月１９日。５．専決処分の日、平成３０年７月２３日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年７月２５日、長与町農業委員会事務局長和田　弘。
届出の場所を申し上げます。４ページをご欄下さい。高田郷、〇〇橋、高田南土地区画整理、図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年７月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会します。